

令和6年度 「年末の交通事故防止運動」西宮市実施要綱

ストップ・ザ・交通事故

< 目的 >

「年末の交通事故防止運動」は、年末のあわただしさから交通流・量の変化を伴い、交通事故の多発が懸念されるため、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

< 期間 >

令和 6 年 1 2 月 1 日 (日) から
1 2 月 1 0 日 (火) までの 1 0 日間

< 運動初日の12月1日は、「交通安全意識を高める日」とします。 >

< 重点項目 >

1. こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

- ◆ 歩行中の幼児・児童の交通事故の特性(安全確認をせずに飛び出すなど)や高齢者の死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育等の推進
- ◆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

2. 夕暮れ時・夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

- ◆ ハイビーム活用促進路線の周知とハイビームの視覚効果に関する広報啓発の推進
- ◆ 夕暮れ時における早めのライト点灯の促進

点灯推奨時間	秋季・冬季(9月～2月)午後4時
--------	------------------

3. 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ◆ 改正道路交通法の規定(令和6年11月1日施行、酒気帯び運転や運転中のながらスマホの罰則新設)や信号遵守、一時停止など、基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底
- ◆ 「自転車安全利用五則」を活用した交通安全教育の推進
 - ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 - ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 - ③ 夜間はライトを点灯
 - ④ 飲酒運転は禁止
 - ⑤ ヘルメットを着用

<推進要領>

1. 各推進機関・団体は、この運動が真に市民総ぐるみの運動として展開されるよう西宮市交通安全推進協議会を推進母体に相互の連携を図り、この運動を管下の組織に徹底させるとともに、それぞれの機関・団体の特性に応じた具体的な実施計画を策定し、効果的な交通安全活動を展開します。
2. 各推進機関・団体は、市民の交通安全意識の高揚を図るため、あらゆる広報媒体を有効に活用して、この運動の周知徹底に努めます。

<推進機関>

西宮市	西宮交通安全協会	西宮市青少年愛護協議会
西宮市教育委員会	甲子園交通安全協会	西宮市青少年補導委員会 連絡協議会
西宮警察署	兵庫県トラック協会 西宮支部	西日本旅客鉄道(株) 近畿統括本部
甲子園警察署	西宮コミュニティ協会	阪急電鉄(株) 都市交通事業本部
国土交通省近畿地方整備局 兵庫国道事務所	西宮市老人クラブ連合会	阪神電気鉄道(株) 都市交通事業本部
神戸維持出張所	西宮市地域婦人団体協議会	(順不同)
西宮維持出張所	西宮市身体障害者連合会	
兵庫県阪神南県民センター 西宮土木事務所	西宮市PTA連合会	

主 唱 : 西宮市交通安全推進協議会

事務局 〒662-8567 西宮市六湛寺町8番28号
西宮市土木局 土木総括室 交通安全対策課
☎(0798)35-3806